

地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第13号

平成27年度から平成30年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターの基準寝具類の賃貸借契約及び基準寝具類以外の洗濯業務委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成27年5月28日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 遠山 正彌

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターの基準寝具類の賃貸借契約及び基準寝具類以外の洗濯業務委託契約 一式

(2) 契約期間

平成27年7月1日から平成30年6月30日

(3) 履行場所

羽曳野市はびきの三丁目7番1号

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に掲げる者

ク 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続

開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 平成24年4月1日からこの公告の日までの間に、病床数200床以上の病院において基準寝具類の賃貸借契約及び基準寝具以外の洗濯業務委託契約を各1件以上締結し、そのすべてを誠実に履行した実績を有していること。
- (7) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の規定による営業者の届出及び同法第3条第3項第5号の厚生労働省令で指定される洗濯物（消毒を要する洗濯物）を取扱う届出を行い、入札参加申請に係る書類を提出する日において、同法第11条に規定する業の停止又はクリーニング所の閉鎖を命じられていない者であること。
- (8) 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2に規定する業務を適正に行う能力のある者として医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に定める基準に適合していること。
- (9) この公告の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- (10) 平成27・28年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「基準寝具類（種目コード148）」、「基準寝具類以外の医療物品（白衣、手術衣等）（種目コード149）」及び「基準寝具等（種目コード162）」に登録されている者であること。なお、その登録をされていない者で、本件入札に参加を希望する者は、次により資格審査を申請することができる。
 - ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先
〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目 (TEL (06) 6944-6644)
大阪府総務部契約局建設工事課資格審査グループ
 - イ 申請の方法
 - (ア) 大阪府電子調達システム（URLに(<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>)) おいて、必要な事項を入力し、送信する。

(イ) 添付書類は、郵送し、又は持参する。

ウ 申請期限

平成27年6月3日（水）午後4時

なお、添付書類は、同日（水）午後4時までに必着とすること。

エ その他

詳細は、イ(ア)の大阪府電子調達システムの説明による。

3 入札参加資格審査の手続

(1) 入札参加資格審査申請書類、入札説明書等を次のとおり交付する。

ア 交付期間

平成27年5月28日（木）から同年6月3日（水）午後5時まで

イ 交付方法

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターのホームページにおいてダウンロードにより交付する。

ホームページURL <http://www.ra.opho.jp/>

なお、ホームページによるダウンロードが困難な場合は、大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター事務局施設保全グループにて交付する。この場合の交付期間は上記アと同様とする。ただし、午前10時から午後5時までとする。（土曜日・日曜日を除く）

(2) 入札参加資格審査申請書類の提出期間

平成27年5月28日（木）から同年6月3日（水）（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後5時まで

(3) 入札参加資格審査申請書類の提出場所及び問い合わせ先

羽曳野市はびきの三丁目7番1号

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター 事務局施設保全グループ

TEL(072)957-2121（内線2616）

4 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時

平成27年6月17日（水）午前11時

(2) 場所

羽曳野市はびきの三丁目7番1号

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター 管理診療棟2階第1会議室

(3) その他

入札書は、入札参加資格者（代理人を含む。）が持参するものとし、郵送又は電送による入札は、認めない。

(4) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免

税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターにより入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札時点において2の入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、契約事務取扱規程第8条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとする。

(5) 誓約書の提出の確認

大阪府病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

(6) 契約保証金

ア 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約保証金を納めなければならない。

(ア) 納付期日

契約締結の日

(イ) 納付場所

羽曳野市はびきの三丁目7番1号

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター 事務局施設保全グループ

イ 上記にかかわらず、契約事務取扱規程第26条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。